

特別警報

『特別警報』が発表されたら、
ただちに命を守る行動を
とってください！

警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、気象庁は「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

○発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震	震度6弱以上または長周期地震動階級4を予想した場合 (緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)

※表中の“数十年に一度”の現象に相当する降水量等の客観的な指標は、気象庁HPを参照。

出典：気象庁ホームページ

○特別警報が発表されたら

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。

周囲の状況や市町村から発表される避難指示等の情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

